

京都市告示第 27 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年4月6日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
社会福祉法人端 山園	居宅介護, 重度 訪問介護	ヴィラ端山居宅 介護事業所 2610900389	京都市伏見区醍 醐下端山町36	平成30年3月 31日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)